

令和7年3月単価適用に伴う特例措置及びインフレスライド条項について

令和7年3月
総務部契約検査課

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）については、国土交通省及び熊本県の労務単価及び技術者単価の運用に係る特例措置の適用及び、インフレスライド条項の適用に準じ、本市においても以下のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

●特例措置について

1. 措置の概要

新労務単価及び新技術者単価の決定に伴い、対象案件の受注者は、令和6年3月から適用している公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）及び令和6年度設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）に基づく契約を、新労務単価及び新技術者単価に基づく契約に変更するため請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2. 対象案件

令和7年3月7日以降に契約を行う工事及び建設コンサルタント業務等のうち、旧労務単価及び旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3. 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価、新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

4. 受注者からの請求方法

速やかに工事（業務委託）担当者に変更協議を申し出てください。

●インフレスライド条項の適用について

1. インフレスライドの概要

特別な要因で工期内に賃金水準に著しい変動が生じ、請負代金額が不相当となった時に請負代金額の変更を請求できる制度で、工事請負契約約款第25条第6項に規定している。

2. 適用対象案件

- ・基準日（原則請求日）から残工期が2ヶ月以上ある工事。また基準日までに変更契約を行っていない場合でも、工期延期が明らかな場合は、その工期延長期間を考慮する。
- ・公共工事設計労務単価を用いて予定価格を積算した業務委託で、契約約款にインフレスライドに関する条項が明記されている業務委託

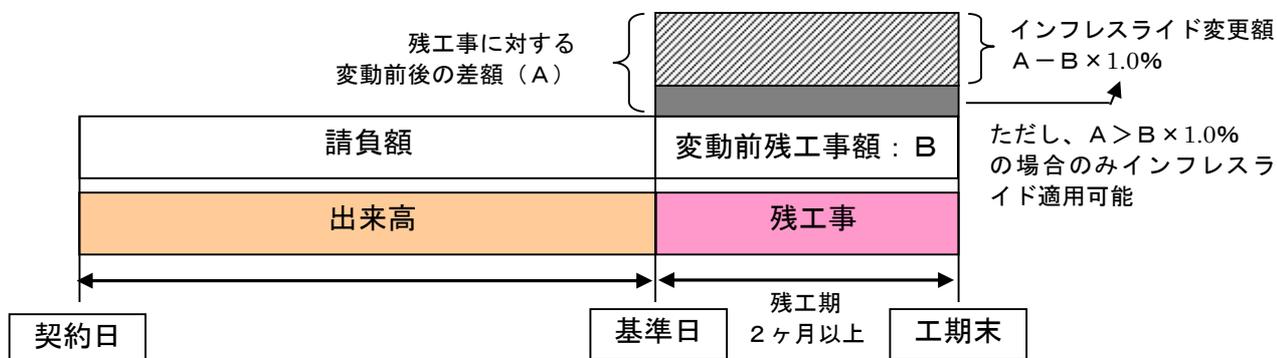
3. 対象とする工事費

基準日以降の残工事に対する工事費。(基準日までの出来高部分を除いたものが対象)
該当となる工事費の資材・労務及び諸経費等が対象。

4. 請負代金の変更

対象とする工事費のうち請負代金額の1%を超える額について、請負代金額の変更を行う。

インフレスライド対象額のイメージ



5. 受注者からの請求方法

天草市公共工事請負契約約款第25条第6項に基づき請負代金の請求を発注者に行って下さい。

なお、受注者は様式を参考に請求書、及びインフレスライド額算定根拠、数量総括表、請求日時点の現場写真を提出してください。(余裕期間を設定した工事で着手していない案件は、請求書のみで可)

また、詳細につきましては本市工事担当者にお尋ねください。